

不安をそのままに しないでほしい。

「司法書士に相談するのって高いんでしょ？」
とおっしゃるお客様がいらっしゃいます。

不安をそのままにしないで、
もっと気軽に相談してほしい。
そう思い、当事務所では、**初回のご相談1時間は
無料**としております。

また、ご安心して相談ができるように
ご自宅等へ伺っての訪問相談もおこなって
おります。

相談内容はひとりひとり違うから、
きちんと向き合いお話しを聞かせていただく。
舞鶴中央司法書士事務所は、
これからもみなさまの身近な法律家であり続
けます。お気軽にご相談ください。

なにができるの？

当事務所では幅広い分野で皆様の負担を軽減する
サポートをおこなっています。

[登記]に関すること

- 「不動産を売買したので名義を変えたい」
- 「会社を作りたい」
- 「住宅ローンを払い終わったので、
抵当権を抹消したい」 など

[財産]に関すること

- 「遺言書を作りたい」
- 「相続放棄をしたい」
- 「認知症になったときの備えをしたい」 など

[お金のトラブル]に関すること

- 「仕事の報酬を払ってもらえない」
- 「未収金のままで困っている」
- 「借金についての相談をしたい」 など

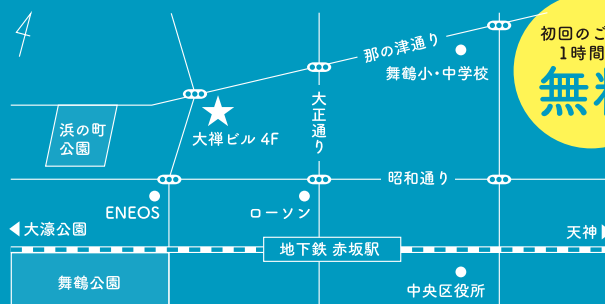
お問い合わせ

TEL 092-741-3149



[電話相談受付] 平日/9:00-18:00 ※土日祝対応も可能
<https://maizuru-office.com>

舞鶴中央司法書士事務所
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号大禅ビル410



初回のご相談
1時間は
無料

遺産相続で
家族がバラバラに
なってしまった。



そうならないために、
できることがあります。

舞鶴中央司法書士事務所

相続 そもそも ってなに？

人は、生きていればお金を稼ぎます。

その稼いだお金でマイホームを買ったり、貯金をしたりします。これを財産と言い、亡くなった人の財産を引き継ぐことを相続と言います。

相続では、この亡くなった人のことを「被相続人」、財産をもらう人を「相続人」といいます。

なぜ遺言書を書いた方がいいの？



遺言書は、亡くなった後、残された家族へ向けた最後のお手紙です。家族への想いをきちんと伝えることができるのはもちろん、葬儀のことや財産のことなど、いろいろなことを書くことができます。

また遺言書は、**家族や親族内における遺産相続のトラブルを回避する重要な役割**もっています。

相続で揉めるケースは、つまるところ人間関係に行き着いてしまうことが多いですが、事前に対策を行うことでトラブルを避けることができます。

ここでは、「相続で揉めやすい人」をいくつかのケースに分けてご紹介します。

遺言書以外にも「任意後見制度」や「民事信託」などあなたの財産を守る制度があります。

子どもや孫に仲良く分けたいけれど、仲が悪い。



80代女性

被相続人と一緒に暮らしていた長男やその妻と他の兄弟姉妹との関係がよくない場合、話し合いがまとまらないケースが多いです。遺産分割協議※が長引いたり、さらに人間関係が悪化したりすることがあります。
※共同相続人全員で遺産の分けかたについて協議し、合意すること

子どもがいないので全財産を妻に相続させたい。



80代男性

子どもがいない夫婦の場合、どちらかが死亡すると、配偶者と被相続人の両親、両親が亡くなっている場合は、被相続人の兄弟姉妹が法定相続人になります。そのため、残された配偶者は遺産分割協議を行うことになり夫婦で築いた財産を被相続人の両親や、兄弟姉妹にも分けなければならない事態にもなりかねません。

前夫との間に子どもがいる。



80代女性

例えば、前夫(妻)との間に子どもがいる場合、被相続人が養子縁組を結んでいた場合などが想定されます。また、相続人の居住地が離れていたり疎遠であったりすると話し合いが困難になり相続人に負担がかかることとなります。

長男の妻や孫にも相続させたい。



70代男性

長男の妻や孫は法定相続人ではありません。したがって直接相続財産を受け取ることができません。たとえ、どれだけ献身的に介護を行っても法定相続人ではないのです。このように法定相続人以外の人へ財産をゆずりたい場合には、事前の準備が必要です。

未成年の子が相続人にいる。



60代女性

未成年が相続人になる場合、遺産分割協議をするには「特別代理人」を立てる必要があります。通常、代理人は親が務めますが、親も一緒に相続人となる場合は、利益相反関係になるため、親が代理人になることはできません。裁判所の手続きが必要となります。

家族には言えない借金がある。



60代男性

相続では、プラスの財産だけでなく、借金などマイナスの財産も相続人は引き継いでしまいます。このような場合、亡くなってからマイナスの財産を調べるのには、個人的な問題が多いためなかなか困難です。家族へマイナスの財産を引き継がせないためにも遺言書で相続放棄を促すなど、事前の準備がとて大切になります。

認知症になったときのために、面倒を見てくれる人を決めておきたい。



70代女性

将来、自分の判断能力が衰えたときに、老人ホームへの入所手続きや、預貯金などの財産管理を頼む人を「あらかじめ」決めておくことができます。この「だれに」「なにを」頼むかを、元気なうちに決めておくことができる仕組みを任意後見制度と言います。※公証役場で契約することが必要となります。

アパート経営をしていて、年齢的に管理を子どもに任せたいが、生活のために収入は欲しい。



80代男性

将来の認知症などの対策は後見制度だけではありません。家族信託(民事信託)という選択肢もあります。契約によって、家族など管理してくれる方に、財産を託し、賃料(利益)は自分で受け取ることができます。また、遺言と同じような効力を持たせ、亡くなった後は、奥様が賃料(利益)を受けけるようにすることや、奥様が亡くなった後の承継者を決めることなど、契約内容を柔軟に決めることができます。

こんな方は、司法書士にご相談ください。 TEL 092-741-3149